

2. 運営指導における指摘事項について(令和元年度～令和6年度)

【地域密着型サービス共通】

	指摘年度	指摘事項	根拠法令等
重要事項説明書	1	第三者評価の実施の有無を記載すること。また、配置している従事者の職種を漏れなく記載すること	解3の一の4(1)①準用
	2	「事故発生時の対応」及び「第三者評価の実施の有無」を記載すること	解3の一の4(1)①準用
	2	「利用定員」、「非常災害対策」及び「第三者評価の実施の有無」を記載すること	解3の一の4(1)①準用
	2	苦情・相談窓口から、「京都府乙訓保健所」を削除すること	解3の一の4(1)①準用
	5.6	重要事項説明書に「第三者評価の実施状況」の記載がないことから、第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載すること	解3の一の4(25)①
	6	事務所の見やすい場所に、運営規定の概要、勤務の体制とその他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。また、重要事項説明書のウェブサイト掲載が義務化されたため対応すること	省3条の32第3項
	6	重要事項説明書の内容に変更があった場合、変更内容が分かる書面を用いて丁寧に説明し同意を得た上で、署名・押印を得ることを基本とするが、代替方法の場合は書面の交付を記録に残すこと	省3条の7第1項準用
	6	秘密の保持に関する項目を追加すること	省3条の33準用
運営規程	1	「京都府条例第27号及び第28号」との記載を、「長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に修正すること	-
	1	緊急時等における対応方法を記載すること	省14条の6
	2	職員数の記載を実態に合わせる(〇人以上という記載は差し支えない)	解3の一の4(21)①
人員・設備・運営	2.6	秘密保持について、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者本人及び当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと	省3条の33第3項
	5	運営推進会議が開催されていない状況が認められた。利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センター職員、有識者等により構成される「運営推進会議」を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること	省34条の1

	6	<p>文書指摘</p> <p>少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施すること。なお、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなす</p>	<p>省 97 条の 8</p> <p>解 4 の二の 4 (18)</p>
	6	<p>新規採用者に対して実施した虐待の防止のための研修についても記録を残すこと</p>	<p>解 3 の一の 4 (21) ⑥</p>
	6	<p>文書指摘</p> <p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施すること</p>	<p>省 3 条の 30 の 2</p> <p>解 3 の一の 4 (23)</p>
	6	<p>文書指摘</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催し、結果を周知徹底するとともに、指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施すること</p>	<p>省 3 条の 31 第 3 項</p> <p>解 3 の一の 4 (24) ②</p>
	6	<p>文書指摘</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果について周知徹底するとともに、指針の整備・研修を定期的実施し、担当者を置くこと</p>	<p>省 3 条の 38 の 2</p> <p>解 3 の一の 4 (31) ①②③④</p>
	6	<p>文書指摘</p> <p>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業員に周知徹底するとともに、定期的に必要な訓練を実施すること</p>	<p>省 82 条の 2</p> <p>解 3 の二の二の 3 (8) ①</p>
その他	1	<p>利用者及びその家族からの苦情については、組織として迅速かつ適切に対応することが求められているため、適正な体制及び手順等を経て決定されたことが記録として残る状態にしておくこと</p>	<p>解 3 の一の 4 (25) ①②</p>
	2	<p>利用契約書について鉛筆での記載を行わないこと</p>	—
	1・2	<p>苦情受付担当者と苦情解決責任者は別の者をあてることが望ましい</p>	<p>厚労省「社会福祉事業者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」</p>

【地域密着型通所介護】

人員・設備・運営	1	<p>文書指摘</p> <p>サービス提供の記録について、必須事項を記載したうえで、利用者ごとに作成し、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供できる状態となっていること</p>	<p>省 3 条の 18 ①②</p> <p>解 3 の一の 4 (11) ①②</p>
----------	---	--	--

	1	非常災害対策として、非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備しそれらを定期的に従事者に周知すること	省 32 条
	6	地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること	省 27 条第 2 項
報酬算定	1	<p>文書指摘</p> <p>個別機能訓練加算Ⅰの算定要件である、通所介護を行う時間帯を通じた、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等の配置が満たされていない日が散見されたので、過去に遡って自主点検し、その結果を報告するとともに、必要があれば介護給付費の返還を行うこと</p>	厚生労働大臣が定める基準 五十一の四イ(1)
	1	<p>文書指摘</p> <p>個別機能訓練加算ⅠⅡの算定要件である、個別機能訓練に関する記録について、必須事項を記載したうえで、利用者ごとに作成、保管し、常に事務所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能な状態となっていること</p>	留 第2の3の2(10)⑩

【認知症対応型通所介護】

人員・設備・運営	5	<p>文書指摘</p> <p>配置されている機能訓練指導員が必要な資格を有していないため、要件を満たす職員を配置すること</p>	解 第3の3 2(1)③ト
----------	---	--	---------------

【小規模多機能型居宅介護】

人員・設備・運営	2	<p>文書指摘</p> <p>勤務体制の確保について、辞令交付又は雇用契約等により、事業所内の職務の兼職関係や併設するサービス付高齢者向け住宅の職務との併任状況を明確にすること</p>	省 30 条準用
	2	<p>文書指摘</p> <p>介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。また、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付すること</p>	省 77 条第 4 項・第 5 項
	2	<p>文書指摘</p> <p>運営規程、重要事項説明書、契約書等、事業所で定める書式について、誤記や実態に即していない点が散見させるため、改善すること</p>	—

2	非常災害対策について、避難訓練等を実施するに当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする	解 第3の1の4の4の(14)
2・6	適切なサービスの提供について、1の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回のサービス提供を行うこと。なお、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましい	解 第3の1の4の4の(4) ⑤
6	運営規定の営業時間について、通いサービス及び宿泊サービスの営業時間を明記すること	-
5・6	身体的拘束の適正化のため、委員会を3月に1回開催して職員に周知、指針の整備を行い、介護職員等に対し研修をおこなうこと。身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について記録し、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること	省 73条の7項 (他 97条7項、108条6項、137条6項、162条8項、177条7項)

【地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】

人員・設備・運営	5	文書指摘 常勤の介護支援専門員を配置すること	省 131条11
	5	文書指摘 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること	省 166条2項3号
	5	文書指摘 ユニットリーダー研修を受講した従業者を施設に2名以上配置すること	解 第3の7 5(9)②
	5	文書指摘 日常生活支援継続支援加算の算定について、届出を行った月以降においても、所定の割合を維持していることを毎月確認、記録し、割合を下回った場合には直ちに届出を提出すること	留 第2の8(10)
	5	文書指摘 サービス提供体制強化加算の算定について、前3月間の実績に基づいて職員の割合を算出した場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持していることを確認、記録し、割合を下回った場合には直ちに届出を提出すること	留 第2の8(51) 2(20)④準用

【認知症対応型共同生活介護】

1	身体的拘束等の適正化のための研修プログラムを作成し、新規採用時および年に2回身体的拘束等の適正化の研修を実施し、内容について記録すること	省 97条7③ 解 3の五の4(4)⑥
---	--	------------------------

人員・設備・運営	1	地域密着型サービス部門の代表者は早急に「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了すること	省 92 条
	1	自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けてそれらの結果を公表すること	省 97 条 8 解 3の五の4(4)⑦
	2	文書指摘 計画作成担当者については、利用者の処遇に支障がない場合、当該共同生活住居（ユニット）においてのみ、他の職務に従事することができるが、他のユニットの職務（管理者含む）への従事は認められないため、改善すること	省 90 条第 5 項
	5	文書指摘 計画作成担当者は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者を配置すること	省 90 条第 6 項
	6	文書指摘 敷金については、家賃の6か月分を上限とすること	老人福祉法施行規則 20 条 9 項
	6	文書指摘 「身の回り品管理費」は、保険給付の対象となるサービスとの間に重複があり、利用者から一律に徴収することは不適切であるため是正すること	通所介護等における日常生活に要する費用の取り扱いについて
	6	8 時間以上 9 時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う事業所にあつては、運営規定にサービス提供時間とは別に当該サービスを行う時間を明記すること	平成 30 市条例 20 条 平成 12 厚告 20 6 注 6
報酬算定	1	文書指摘 認知症対応型共同生活介護計画は、サービス提供開始前に作成すること。計画未作成の期間に提供したサービスについて、介護報酬を請求していないか過去5年間に遡って自主点検し、その結果を報告するとともに、保険者に相談のうえ必要があれば介護給付費の返還を行うこと	省 98 条
	1 2	看取り介護加算を算定する場合は、看取りに関する職員研修を実施し、内容について記録すること	厚生労働大臣が定める施設基準 三十三ハ
	5	文書指摘 サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合等について要件を満たしていることを確認したことがわかる書類を残しておくこと	留 第 2 の 8 (51)

省・・・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 18 年 3 月 14 日号外厚生労働省令第 34 号〕

解・・・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

告・・・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準〔平成 18 年 3 月 14 日号外厚生労働省告示第 126 号〕

留・・・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

【居宅介護支援・介護予防支援】

指摘 年度	指摘事項	根拠法令等
従業員の数		
3	介護支援専門員の員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに、1となるよう努めること	平 11 老企 22 第 2 の 2(1)
説明及び同意		
3	文書指摘 指定居宅介護支援の提供にあたっては、①前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、②前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明を行い、必ず利用者から署名を得ること	平 11 厚令 38 第 4 条第 2 項
3	文書指摘 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、契約締結日及び重要事項を説明し利用者の同意を得た日もれなく記載すること	平 11 厚令 38 第 4 条第 1 項
サービス提供困難時の対応		
3	文書指摘 利用申込者に対して自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じること	平 11 厚令 38 第 6 条
ケアマネジメント		
1	サービス担当者会議での検討内容について、「サービス担当者会議の要点(第4表)」に詳細に記載すること	平 11 老企 22 第 2 の 3(7)⑨
1	モニタリングの結果について、利用者・家族の意向満足度、目標の達成度、計画変更の有無などを詳細に記録すること	平 11 老企 22 第 2 の 3(7)⑭
3	居宅サービス計画について、やむを得ない事情によりサービス利用開始日以降に作成する場合は、経過を記録に残すこと	平 11 厚令 38 第 13 条第 8 号
1	居宅サービス計画について、本人のサインが確認出来ないものがあったため、文書管理を徹底すること	平 11 厚令 38 第 13 条第 10 号
3	文書指摘 居宅介護サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行うこと	平 11 厚令 38 第 13 条第 20 号

3	<p>文書指摘</p> <p>居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、居宅サービス計画作成後、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をしたうえで、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること</p>	<p>平 11 厚令 38 第 13 条第 22 号、平 11 老企 22 第 2 の 3(8) ㉓</p>
3	<p>文書指摘</p> <p>指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること</p>	<p>平 11 厚令 38 第 13 条第 26 号</p>
6	<p>文書指摘</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、結果を介護支援専門員に周知徹底を図ること</p>	<p>平 30 市条例第 23 条第 2 項</p>
6	<p>文書指摘</p> <p>感染症の発生時において、利用者への支援を継続的に実施するため、非常時の体制で業務再開を図るための業務継続計画を作成すること</p>	<p>平 30 市条例第 21 条第 2 項</p>
6	<p>文書指摘</p> <p>虐待の防止のための指針を整備すること。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること</p>	<p>平 30 市条例第 29 条第 2 項</p>
6	<p>文書指摘</p> <p>居宅介護支援と介護予防支援の合計取扱件数が44件以上となる場合、介護予防支援の利用者を冒頭に、居宅介護支援の契約が古い順に並べることにより、44件以上の居宅介護支援費に通減性を適用すること</p>	<p>平 12 厚告 20 別表</p>
6	<p>居宅介護サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医の指示がある場合に限りこれを行うこと</p>	<p>平 30 市条例第 15 条第 23 項</p>
<p>勤務体制の確保</p>		
3	<p>全ての介護支援専門員について出勤簿を作成すること</p>	<p>平 11 厚令 38 第 17 条</p>
1	<p>職員研修について、運営規定に基づき年2回事例検討を行い、記録を残すこと</p>	<p>平 11 厚令 38 第 19 条第 3 項</p>
3	<p>職場におけるハラスメントを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じること</p>	<p>平 11 厚令 38 第 19 条第 4 項</p>
<p>秘密保持</p>		
2・3	<p>サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと</p>	<p>平 11 厚令 38 第 23 条第 3 項</p>
<p>記録の整備</p>		
1・2・3	<p>居宅介護支援の提供内容に関する記録について、「サービス提供の完結の日から5年間」保管すること</p>	<p>平 30 市条例第 31 条第 2 項</p>

運営基準減算		
3	<p>次のいずれかに該当する場合は、運営基準減算として、所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定すること</p> <p>また、運営基準減算が 2 月以上継続している場合には、所定単位数は算定しないこと (過去に遡って自主点検し、その結果を報告するとともに、保険者に相談のうえ必要があれば介護給付費の返還等所要の手続きを行うこと)</p> <p>①指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して以下の事項について文書を交付して説明を行っていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができること ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 	平 12 厚告 20 別表イ注 3
	<p>②居宅サービス計画の新規作成および変更にあたり次に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接の上アセスメントを実施していない場合 ・サービス担当者会議の開催等を行っていない場合 ・居宅サービス計画(原案)の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書に利用者の同意を得たうえで、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合 <p>③次に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画を新規に作成した場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 <p>④居宅サービス計画の作成後、モニタリングにあたり、次に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月に1回以上利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合 ・モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合 	
加算		
2・3	<p>入院時情報連携加算の算定に際し、病院又は診療所の職員に対して、FAXやメール又は郵送等で利用者に関する情報提供を行う場合は、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて記録すること</p>	平成 12 老企 36 第 3 の 13 (1)
6	<p>入院時情報連携加算(Ⅰ)については、利用者が入院した日のうち(運営規定に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報を提供した場合を含む)に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定すること</p>	平 27 厚告 95 第85条

【根拠条文】

- ・法：介護保険法[平成9年12月17日法律第123号]
- ・規則：介護保険法施行規則[平成11年3月31日厚生省令第36号]
- ・平11厚令38：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準[平成11年3月31日厚生省令第38号(令和3年1月25日厚生労働省令第9号)]
- ・平11老企22：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について[平成11年7月29日老企第22号(令和3年3月16日老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号)]
- ・平30市条例：長岡京市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例[平成30年3月30日長岡京市条例第1号(令和3年3月29日条例第11号)]
- ・平12厚告20：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準[平成12年厚生省告示第20号]
- ・平27厚告95：厚生労働大臣が定める基準[平成27年厚生労働省告示第95号]
- ・平成12老企36：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について[平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知]